

■報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成26年9月24日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成26年度 旧四万十町役場庁舎解体撤去等工事」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る1月13日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成26年度 旧四万十町役場庁舎解体撤去等工事
工 事 場 所	四万十町 茂串町 地内
契 約 金 額	66,204,000円 (内消費税及び地方消費税 4,904,000円)
変更契約金額	62,295,480円 (内消費税及び地方消費税 4,614,480円)
増 減 額	△3,908,520円 (内消費税及び地方消費税 289,520円)
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町琴平町15番16号 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
駐車場・倉庫棟 解体工事	・当初計画では、浄化槽は全て撤去することとしていたが、想定以上に地盤が軟弱であったことから、JR線路等隣接地盤に影響を与えない方法（土留壁）として浄化槽の一部を残すこととした。	△1,843,578 円
舗装等改修 工事	・建物を取り除いた後、アスファルト舗装を行うように計画していたが、今後の跡地の利活用を考慮して碎石に変更することとした。	△5,315,182 円
	・場内の水はけを改善する為、新たにU字側溝水路を設けた。	3,250,240 円